

住宅改修制度見直しのご案内

現在、身体障害者手帳の交付を受け、申請要件を満たしている方を対象に行っている住宅改修制度を下記のとおり見直します。

見直し内容

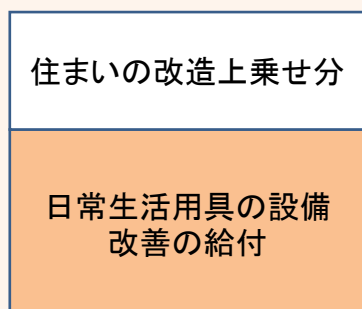
日常生活用具給付制度の上乗せ制度として行っている**住まいの改造助成制度**を令和8年3月31日をもって廃止します。

日常生活用具給付制度についてはこちら

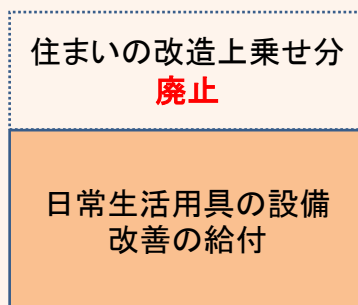
なお、日常生活用具給付制度の「小規模改修」「中規模改修」「屋内移動設備」による設備改善は、今後も引き続きご利用が可能です。



«令和8年3月31日まで»



«令和8年4月1日以降»



今後の申請受付スケジュール

申請から給付にあたっては、「①事前相談②事前確認③給付決定④工事着工④工事完了確認」まで、手続きが必要になります。

申請を検討している方はお早めにご相談ください。

下記の期限は目安です。令和8年3月31日までに工事が完了するように手続きをお願いいたします。

相談期限	工事終了期限	完了確認期限
令和7年12月12日(金)	令和8年2月27日(金)	令和8年3月31日(火)